

証券コード 7480
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番3号
スズデン株式会社
代表取締役会長兼社長 鈴木 敏雄

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.suzuden.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使
についてのご案内」の方法により、2024年6月21日(金曜日)午後5時45分までに議決権
行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間（B）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
- 第6号議案** 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

お知らせ

1. 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日に会場受付にご提出ください。
2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットまたは書面（郵送）により議決権をご行使される場合



インターネットにより 議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2024年6月21日（金曜日）
午後5時45分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。



書面（郵送）により 議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2024年6月21日（金曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時** 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所** 東京都文京区湯島一丁目7番5号
ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間（B）

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

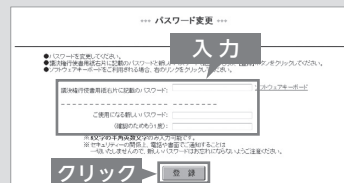
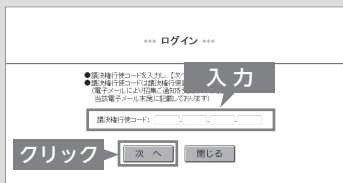
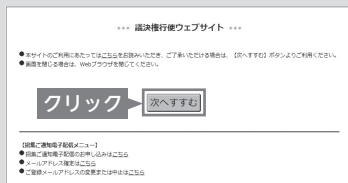


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- インターネットと書面による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定を行うため、取締役1名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員会から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	当期に開催の取締役会出席回数
1	すずき としお 鈴木 敏雄	代表取締役会長兼社長 <input type="checkbox"/> 再任	13回中13回
2	たかや たけふみ 高谷 健文	代表取締役専務 営業部門・技術部門・海外部門管掌 <input type="checkbox"/> 再任	13回中13回
3	やすたけ しゅうきち 安岳 宗吉	代表取締役専務 管理部門・IT部門管掌 コンプライアンス担当 <input type="checkbox"/> 再任	13回中13回
4	いとう よしのり 伊藤 義則	取締役 業務部門管掌 <input type="checkbox"/> 再任	13回中13回
5	おがわ こうじ 小川 幸二	取締役 <input type="checkbox"/> 再任	13回中13回
6	ふじもと しげき 藤本 茂樹	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	13回中13回

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すずきとしお 鈴木敏雄 1949年12月28日生 (再任)	1973年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 1977年10月 鈴木電興株式会社（現スズデン株式会社）入社 1982年4月 同社取締役 1986年4月 同社代表取締役社長 1991年4月 当社代表取締役社長 2003年4月 当社執行役員社長 2009年4月 当社代表取締役会長 2012年10月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員社長 2015年6月 当社代表取締役会長 2020年10月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	426,070株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>鈴木 敏雄氏は、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、優れた経営手腕を発揮して当社の現在を築き上げました。また、取締役会長兼社長として、公正で開かれた議事運営による取締役会の実効性向上に努めております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組む上で、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	たかや たけふみ 高谷健文 1972年6月20日生 (再任)	1996年4月 スズデン株式会社入社 2015年2月 当社東京営業部長 2017年11月 当社エネルギーソリューション営業部長 2020年4月 当社執行役員 2020年10月 当社常務執行役員CTO 2021年6月 当社取締役 常務執行役員CTO 2022年4月 当社代表取締役専務執行役員CMO・CTO (現任)	8,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>高谷 健文氏は、当社入社以来、技術部門、営業部門に携わり、営業部門責任者を務めるなど、当社事業の成長に貢献してまいりました。現在は、営業部門、海外部門担当として当社事業の推進を図り、また技術部門担当として技術部門を統括し、成長分野及び成長市場の開拓に向けた提案力・販売力の強化を推進しております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組む上で、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	やすたけ しゅうきち 安 岳 宗 吉 1975年7月21日生 (再任)	1998年4月 スズデン株式会社入社 2017年4月 当社iフリエイト部長 2020年4月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 2020年10月 当社代表取締役 常務執行役員CFO 2021年6月 当社取締役 常務執行役員CFO 2022年4月 当社代表取締役専務執行役員CFO (現任)	11,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>安岳 宗吉氏は、当社入社以来、技術部門、営業部門、管理部門及び経営企画部門に携わり、営業現場から経営管理及びIR担当と多岐にわたる業務経験と知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組む上で、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	いとう よしのり 伊 藤 義 則 1982年5月1日生 (再任)	2001年4月 スズデン株式会社入社 2017年4月 当社東北営業部長 2019年7月 当社中部営業部長 2020年4月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 2020年10月 当社代表取締役 常務執行役員CMO 2021年6月 当社取締役 (現任) 2022年4月 当社常務執行役員CBO (現任)	7,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>伊藤 義則氏は、当社入社以来、営業部門に携わり、営業部門責任者を務めるなど、当社事業の成長に貢献してまいりました。現在は、業務部門担当として、豊富な経験を活かし、当社事業の推進を図っております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組む上で、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おがわ こうじ 小川 幸二 1969年4月3日生 (再任)	1993年4月 スズデン株式会社入社 2011年4月 当社商品部長 2013年10月 当社業務部長 2014年4月 当社執行役員 2015年4月 当社常務執行役員 2015年6月 当社取締役 2020年10月 当社代表取締役 常務執行役員CBO 2021年6月 当社取締役 常務執行役員CBO 2022年4月 当社取締役 執行役員(現任)	14,700株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小川 幸二氏は、当社入社以来、長年にわたり業務管理部門に携わり、購買部門、業務部門及び営業部門の責任者を務めてまいりました。各分野での豊富な経験と知見やバランスのとれた判断力を活かし、当社事業の推進を図っております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組む上で、適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
6	ふじもと しげき 藤本 茂樹 1958年2月19日生 (再任)	1980年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社 2002年4月 同社アジアパシフィック本社 Managing Director 2004年9月 同社セーフティ事業部長 2007年6月 同社執行役員 営業統轄事業部長 2012年4月 同社執行役員常務 IABカンパニー社長 2015年4月 同社執行役員常務 事業開発本部長 2020年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>藤本 茂樹氏は、長年にわたる制御機器業界での豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社のガバナンス強化と業務執行を監督する上で適切な人材と判断しており、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただくことが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 現在の各候補者の当社における地位及び担当は、5頁に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ①藤本 茂樹氏は社外取締役候補者であります。
 - ②藤本 茂樹氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
 - ③当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、藤本 茂樹氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額を、法令が定める額としております。なお、同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、本契約を継続する予定であります。
 - ④藤本 茂樹氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - ⑤当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約においては、各候補者が当社職務の遂行に関連して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等が填補され、保険料は当社が負担する予定であります。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位および担当	当期に開催の取締役会出席回数	当期に開催の監査等委員会出席回数
1	やまだ まさし 山田 雅司	内部監査室 <input type="checkbox"/> 新任	—	—
2	たいら まみ 平 真美	社外取締役監査等委員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	13回中13回	8回中7回
3	なかじま まさひろ 中嶋 正博	社外取締役監査等委員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	13回中13回	8回中7回

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまだ まさし 山田 雅司 1957年7月21日生 (新任)	1984年10月 鈴木電興株式会社 (現スズデン株式会社) 入社 2005年1月 当社店舗営業部長 2010年3月 当社内部監査室長 2018年4月 当社内部監査室 (現任)	11,800株
監査等委員である取締役候補者とした理由 山田 雅司氏は、長年にわたる監査部門での経験から、当社グループにおける豊富な見識や知見を有し、取締役会の監査・監督機能をより強化するうえで、適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者としていたしました。			
2	たいら まみ 平 真美 1962年2月20日生 (再任)	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 1990年10月 早川善雄税理士事務所入所 1991年9月 公認会計士登録 1992年4月 税理士登録 2002年10月 税理士法人早川・平会計パートナー 公認会計士・税理士 (現任) 2011年5月 イオンモール株式会社 社外監査役 2014年5月 同社社外取締役 2014年6月 当社社外監査役 2016年3月 井関農機株式会社 社外監査役 (現任) 2016年6月 当社社外取締役監査等委員 (現任) 2020年12月 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES 社外取締役監査等委員 (現任)	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割 平 真美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また長年にわたる豊富な職務経験と実績に基づく高い見識から、当社のガバナンスと取締役会の監査・監督機能を強化するうえで適切な人材と判断しており、当社の経営に対して客観的・専門的な視点や知見によって、より実効的な監査監督がなされることを期待できることから、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なかじま まさひろ 中嶋 正博 1956年10月7日生 (再任)	1979年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2007年3月 同行浄心支店長 2010年3月 日東工業株式会社入社 2012年6月 同社執行役員 2014年6月 同社取締役 2018年4月 同社常務取締役 2021年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）	200株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割 中嶋 正博氏は、長年にわたる金融業界や電気機器メーカーでの豊富な職務経験と幅広い知見を有しており、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断しており、当社の経営に対して客観的・専門的な視点や知見によって、より実効的な監査監督がなされることを期待できることから、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 現在当社の取締役監査等委員である各候補者の当社における地位および担当は、10頁に記載のとおりであります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、監査等委員である取締役候補者である平 真美氏が、社外監査役である井関農機株式会社及び社外取締役監査等委員である株式会社FOOD & LIFE COMPANIESと当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ①平 真美氏および中嶋 正博氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - ②平 真美氏および中嶋 正博氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。各氏が社外取締役に再任され就任した場合には、各氏を引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
 - ③平 真美氏は、現在、社外取締役監査等委員であります。社外取締役監査等委員としての就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - ④中嶋 正博氏は、現在、社外取締役監査等委員であります。社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって3年、社外取締役監査等委員としての就任期間は2年となります。
 - ⑤当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、平 真美氏および中嶋 正博氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額を、法令が定める額としております。なお、各氏が社外取締役監査等委員に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。
 - ⑥当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しております。当該保険契約においては、各候補者が当社職務の遂行に関連して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる争訟費用および損害賠償金等が填補され、保険料は当社が負担する予定であります。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く）・監査等委員である取締役のスキルマトリックス

※本総会において各候補者が選任された場合

氏名	当社における地位 及び担当	企業経営	業界の知見	営業・ マーケティング	財務会計	コンプライアンス・ ガバナンス
鈴木 敏雄 再任	代表取締役会長兼社長	●	●	●		●
高谷 健文 再任	代表取締役専務 営業部門・技術部門・海 外部門管掌	●	●	●		●
安岳 宗吉 再任	代表取締役専務 管理部門・IT部門管掌 コンプライアンス担当	●	●	●	●	●
伊藤 義則 再任	取締役 業務部門管掌		●	●		●
小川 幸二 再任	取締役		●	●		●
藤本 茂樹 再任 社外 独立	社外取締役	●	●	●		●
山田 雅司 新任	取締役監査等委員		●		●	●
平 真美 再任 社外 独立	社外取締役監査等委員	●			●	●
中嶋 正博 再任 社外 独立	社外取締役監査等委員	●	●	●	●	●
安藤 真紀 留任 社外 独立	社外取締役監査等委員				●	●

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

第72期の業績等を勘案して、第72期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社外取締役2名）に対し、総額175.5百万円（うち社外取締役分は2百万円）を支給することといたしたいと存じます。本議案における支給額は、役員報酬等の内容に係る決定方針に基づき当期の業績等を勘案して算定しており、相当であると判断しております。

具体的な金額、支給の時期及び方法等は取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件

第72期の業績等を勘案して、第72期末時点の監査等委員である取締役4名に対し、2022年6月28日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました報酬枠（年額80百万円以内）とは別に総額15.5百万円を支給することといたしたいと存じます。本議案における支給額は、当期の業績等を勘案して算定しており、相当であると判断しております。

具体的な金額、支給の時期及び方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額は、2022年6月28日開催の第70回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とのご承認をいただき、今日に至っております。

現在、当該報酬総額は、取締役に対する業績連動型株式報酬を含む報酬枠として設定しておりますが、今般、第6号議案において取締役に対する業績連動型株式報酬を取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬とは別枠とすることを提案させていただいております。これに伴い、第6号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の報酬総額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、上記のとおり、取締役に対する業績連動型株式報酬を金銭報酬とは別枠とすることに伴い、かかる業績連動型株式報酬として見込まれていた金額につき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の報酬総額を減額するものであるため、相当であると判断しております。また、監査等委員会から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第64回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月25日開催の第69回定時株主総会において、本制度の継続につき改めてご承認をいただき（以下、第69回定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。

今般、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様との価値共有を進めるといふ本制度の目的により一層沿うように、本制度を見直すことといたしました。具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上記目的に鑑み、本議案による業績連動型株式報酬を第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭による報酬額とは別枠とするとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての金額の上限を設けず、取締役等に給付される当社株式等の数の上限及び具体的な算定方法を定めること、並びにこれに伴い対象期間（下記2.（4）において定義します。）に所要の変更を加えることにつきご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものですので、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につきましては、第5号議案及び本議案をご承認いただくことを条件として、後掲のとおり改定することといたします。

現時点において、本制度の対象となる取締役は5名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、監査等委員会から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

本議案の決議に基づく改定後も、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2016年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、115,920,000円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式126,000株を取得しております。

本議案をご承認いただくことを条件として、本制度の対象期間を次のとおり変更することとします（以下、変更後の対象期間を「対象期間」といいます。）。

変更前の対象期間	変更後の対象期間
2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度の期間（当初対象期間）	2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度の期間（当初対象期間）
2022年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の期間	2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度の期間
以降5事業年度ごとの期間	2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の期間
	以降5事業年度ごとの期間

2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの対象期間以降の対象期間について、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に算定し、本信託が先行して当社株式を取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、当社は、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度の対象期間に関しては、本信託内の残存株式等を充当することにより対応されたため、本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金の追加拠出を行っておりません。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの対象期間以降の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は160,000株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

本議案をご承認いただくことを条件として、取締役等に付与されるポイント数の合計(上限)を次のとおり変更することとします。2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度の期間に係る対象期間については、変更の前後で対象期間が5事業年度から3事業年度に短縮されることに伴い、取締役等に付与されるポイント数の合計(上限)を5分の3に相当する数に減少させるものです。また、これより後の対象期間について、取締役に付与されるポイント数の合計(上限)は、5事業年度ごとの数として原決議から変更はなく、執行役員に付与されるポイント数の合計(上限)は、執行役員員の増加を考慮し、5事業年度ごとの数を増加させています。このように、取締役に付与されるポイント数の合計(上限)は、原決議を実質的に変更するものではなく、また、取締役等に付与されるポイント数の合計(上限)につきましても、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

(変更前)

変更前の対象期間	取締役	執行役員
2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度の期間(当初対象期間)	合計76,000ポイント	合計54,000ポイント
2022年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の期間	同上	同上
以降5事業年度ごとの期間	同上	同上

(変更後)

変更後の対象期間	取締役	執行役員
2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度の期間（当初対象期間）	合計76,000ポイント	合計54,000ポイント
2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度の期間	合計45,600ポイント	合計32,400ポイント
2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の期間	合計76,000ポイント	合計84,000ポイント
以降5事業年度ごとの期間	同上	同上

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載するところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会等において解任の決議をなされた場合、又は、当社の役員就業規則に定める職務、義務、服務に違背、懈怠等したことを理由に退任した場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイン

ト数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

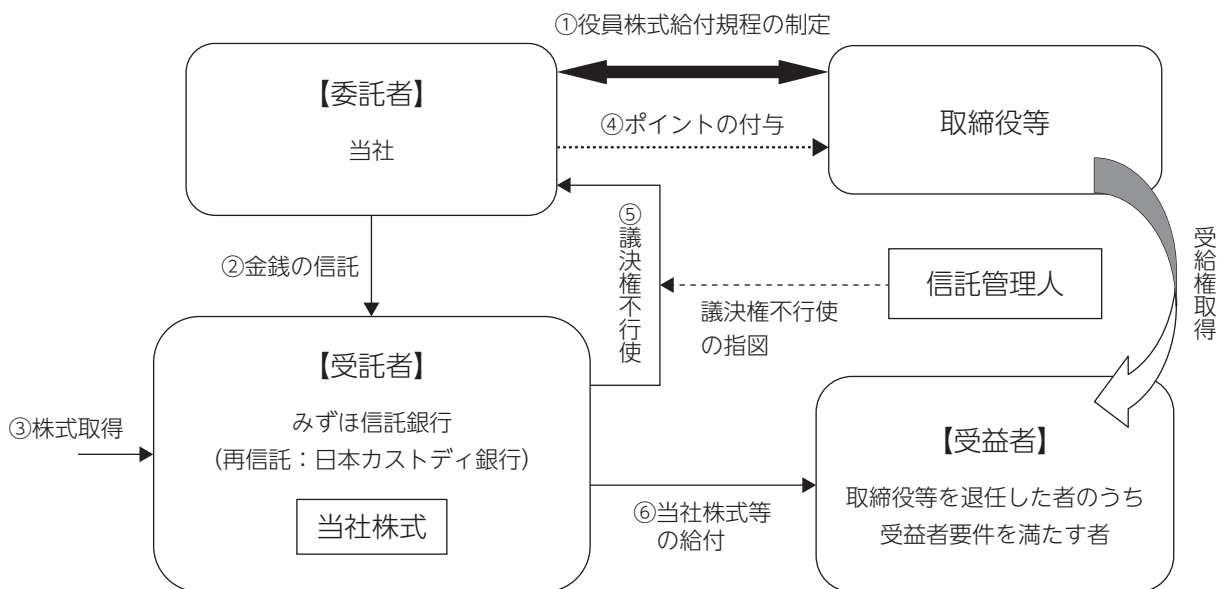
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【ご参考】 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2024年5月22日開催の取締役会の決議により、本総会において第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件」及び第6号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を以下のとおり改定しております。

役員報酬に関しては、原則として固定報酬である「基本報酬」と業績の達成度や配当額によって変動する「取締役賞与」「業績連動型株式報酬」によって構成され、各報酬の種類ごとの割合は、概ね、金銭報酬「基本報酬」「取締役賞与」：非金銭報酬「業績連動型株式報酬」＝9：1を目安とします。各報酬の額又は算定方法の決定方針につきましては、以下のとおりであります。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役は客観性・独立性を保つ観点から、原則として「基本報酬」のみとしておりますが、株主総会で決議された場合はその限りではありません。

区 分	報酬の種類	支給基準	報酬限度額	支給月
監査等委員ではない取締役	基本報酬 (固定)	役職・役割等を踏まえて 決定	年額450百万円 以内	毎月
	取締役賞与 (変動)	利益連動部分と個人評価 に基づき算定		年1回
	業績連動型株式報酬 (変動)	役位ポイント × 業績係数	— (注)	退任時
監査等委員である取締役	基本報酬 (固定)	監査等委員会で決定	年額80百万円 以内	毎月

(注) 後掲「業績連動型株式報酬の額又は算定方法の決定方針」「(3)総支給水準」に記載のとおり、対象取締役に付与されるポイント数（合計）には上限があります。

(基本報酬の額又は算定方法の決定方針)

基本報酬は、各取締役の役職又は役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき決定しております。監査等委員ではない取締役の報酬額は、過半数を独立社外取締役が占める指名報酬委員会での審議及び答申を踏まえ、取締役会にて決議しております。監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会で決議しております。

(取締役賞与の額又は算定方法の決定方針)

取締役賞与は、株主様への配当額を指標とし利益総額・社員賞与・株価・株主様に対するコミットメントの状況を判断要素として総合的に評価し、株主総会の決議により、支給総額を決定しております。各人への配分額は、過半数を独立社外取締役が占める指名報酬委員会での審議及び答申を踏まえて判断し、代表取締役が最終決定しますが、代表取締役が複数いる場合は、取締役順位の上位者が最終決定しております。

(業績連動型株式報酬の額又は算定方法の決定方針)

業績連動型株式報酬は、毎年の業績に応じて支給されるインセンティブ報酬としての株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」で構成されております。

業績連動型株式報酬は、2016年6月24日開催の第64回定時株主総会における決議により、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役と社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役及び執行役員を総称して「対象役員」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、下記の方法に基づき算定の上、1事業年度当たりに対象役員に付与するポイント数（株式数）を確定します。原則として累積したポイント数に相当する株式数が対象役員の退任時に交付されます。

1)対象役員

取締役（監査等委員である取締役と社外取締役を除きます。）及び執行役員

2)業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社発行の普通株式及び金銭とします。

3)総支給水準

対象役員に対して付与するポイントは、次表のとおり、対象期間ごとに、取締役及び執行役員のそれぞれについて合計ポイント数の上限を設けます。

変更後の対象期間	取締役	執行役員
2017年3月末日で終了した事業年度から 2021年3月末日で終了した事業年度までの 5事業年度の期間（当初対象期間）	合計76,000ポイント	合計54,000ポイント
2022年3月末日で終了した事業年度から 2024年3月末日で終了した事業年度までの 3事業年度の期間	合計45,600ポイント	合計32,400ポイント
2025年3月末日で終了する事業年度から 2029年3月末日で終了する事業年度までの 5事業年度の期間	合計76,000ポイント	合計84,000ポイント
以降5事業年度ごとの期間	同上	同上

4)算定方法及び役位ポイントと業績係数

算定式

ポイント数 (株式数) = 1 事業年度当たりの役位ポイント × 業績係数

1 事業年度当たりの役位ポイント

役位	ポイント数
取締役会長	2,300
取締役社長	2,300
取締役(※1)	1,400
役付執行役員(※2)	1,000
執行役員(※3)	800

(※1)取締役とは、取締役会長、取締役社長を除く、その他の対象取締役を指す。

(※2)役付執行役員とは、専務執行役員、常務執行役員を指す。

(※3)執行役員とは、役付執行役員を除く、その他の執行役員を指す。

業績係数

連結売上高目標達成率と同経常利益目標達成率の平均値	業績係数
120%以上	1.5
110%以上120%未満	1.2
100%以上110%未満	1.0
80%以上100%未満	0.7
80%未満	0.5

当社の業績において重要となる指標が、連結売上高及び連結経常利益であるとの考えから、業績係数として連結売上高目標達成率と同経常利益目標達成率の平均値を選択しております。

以上

株主総会会場ご案内図

ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間(B)

東京都文京区湯島一丁目7番5号 電話 03 (3813) 6211



交通	JR	中央線・総武線御茶ノ水駅聖橋口より徒歩5分		会場
	地下鉄	丸の内線御茶ノ水駅より徒歩5分		
		千代田線新御茶ノ水駅聖橋方面出口より徒歩5分		

◎駐車場の準備はございません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
 ◎株主総会当日、当社役員及び係員は感染症予防としてマスクの着用と地球温暖化対策を目的としまして軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。